

## 令和2年度第1回古賀市障害者施策推進協議会 会議録

日 時：令和2年10月2日（金）19：00～21：00

場 所：サンコスモ古賀201・202 研修室

参加者：委 員：占部委員、緒方委員、加藤委員、川島委員、北崎委員、松崎委員、  
三島委員、三苫委員、山崎委員、山下悦子委員、山下実夫委員  
(欠席：大塚委員、小口委員、堀内委員、藤井委員)

傍聴人：0名

事務局：野村部長、川上課長、澤木係長、長井、村山

### 《開会宣言》

15名中、4名が欠席。出席が11名となり、過半数を超えているため、本協議会成立。

### 1. 古賀市保健福祉部長あいさつ 【19：00～】

お忙しいなか、令和2年5月からの委員をお引き受けいただき、感謝申し上げます。

古賀市では障がい者施策に関し、「第3期 古賀市障害者基本計画」と、「第5期 古賀市障害福祉計画 第1期古賀市障害児福祉計画」の2つの計画を策定している。

本日は、これらの計画における平成31年度の取り組み状況等の報告をさせていただくとともに、次期計画の策定に向けて実施したアンケートの結果を報告する。皆さまの御意見を賜りたい。頂戴した意見については今後の取り組みに生かして参りたい。

コロナ過であるので、事務局として簡潔な報告に努めたい。

### 《事務局自己紹介》

### 2. 委嘱書交付

代表で保健福祉部長より占部委員に委嘱書を交付。

その他の委員の方には机上に事前に配布。

### 《委員自己紹介》

### 3. 古賀市障害者施策推進協議会について

《事務局より、以下説明》

- ・障害者施策推進協議会の職務は、条例に規定されており、本市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議いただくこととなっている。
- ・「障害者基本計画」は障害者基本法に基づくもので、本市における障がい施策全般に係る理念や方針を定める計画である。計画期間は6年。
- ・「古賀市障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づ

き、具体的な障がい福祉サービスの量を見込み、その提供体制を計画するものである。計画期間は3年。

- ・古賀市障害者差別解消支援地域協議会の委員も兼ねていただいている。平成31年度は、差別事案の相談はなかった。

#### 4. 会長選出

立候補なし。前期に引き続き、山崎不二子委員が会長をされることに決定。

#### 5. 「第3期古賀市障害者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）」の進捗状況について

【資料1】『第3期古賀市障害者基本計画』 平成31年度進捗状況

【資料2】平成31年度 参考資料集

《事務局より、資料1・資料2について概要説明（資料1については、新たな取組と評価が変わったところを説明）》

会長：評価が上がった施策があることは喜ばしいが、一部、下がっているところもある。下がっている手話奉仕員養成講座は、今後は、糟屋地区の広域での開催から、より身近な地域で開催する方向に変わるということか。

事務局：令和3年度から、古賀市・新宮町の共催で開催することとし、新宮町と協議を進めている。

委員：民生委員さんと障がい者とのつながりはどうなっているのか。個人情報の関係もあって、高齢者の方よりも障がい者の方とのつながりが難しいとの意見を民生委員さんより聞くことがある。個人情報の保護を気にされる方も多いが、一方で、障がいがあることをオープンにしておられ、民生委員さんに知ってもらいたいという方もいる。福祉課窓口で手帳取得者に意思確認・案内するなど、何かつなぐ取組ができているのか。

事務局：現状、上手につなげていないという課題はある。福祉課の方で、避難行動要支援者の取組もしているが、手帳交付時に、こういった取組をしていますよ、民生委員はどなたで、何年に1回改選がぁっていますよ、ということをご案内できたらいいかと思う。

会長：このあたりは、今後の課題といえる。今後、具体策が出るといい。

委員：古賀市では、避難行動要支援者台帳の活用はどのようにされているか。

事務局：行政区単位の自主防災組織が46あり、そのうち避難行動要支援者台帳に関する協定を結んでいるところが42ある。市の方で年1回、高齢者、障がい者の情報を更新して、自主防災組織の長に渡している。例年、この台帳を基に民生委員に訪問調査をしてもらい、情報更新をしている。しかし、現状、その方をどう支援していくかという「個別計画」の作成が進んでいないため、今後、この取組の実効性を高めるため、避難行動要支援者計画の見直しに着手しているところである。

会長：周知はどのような方法でしているのか。

事務局：出前講座や、台帳に関する協定を未締結の自主防災組織に説明に行ったり、自主防災組織の長の集まりで計画の必要性について話したりしている。

委員：登録されていない方への周知方法は。

事務局：障がいがあることをご近所に知られたくない人もいらっしゃることもあり、そういった方へのアプローチの仕方は課題である。

委員：手帳を取られた最初の段階でのご案内はできているのか。こういうシステムがあるということを知らせたうえで、それを利用されないということであれば、それは自由だと思うが。

委員：民生委員をしている。今年はコロナ禍ということもあり、「この方を回ってください」という名簿を市からもらったが、知らなかった障がい者の方のお名前がたくさんあり驚いた。過去に回ったときに、「支援は不要」と回答した家庭は、その後は名簿に上がってこないようになっているようであり、今回市から新しくもらった名簿を見るまで知らなかった。

会長：最初の制度の周知はどうなっているのか。

事務局：手帳取得者には、障がい福祉のガイドブックを配付しており、その中に制度は掲載しているが、ガイドブック全てにお目通しいただくのは難しいかもしれない。

委員：例えば、子どもさんに障がいがあっても、ご家族が大丈夫だ、個人情報だから登録しないと1回言えば、その後はつながらない。その後、再度登録したいですという話も聞かない。

委員：視覚障がい者の団体「ネットワークこだま」の会長をしている。自分たちの団体では、個人情報の話もあるが、会員みなさんに「自分から手を上げよう」と言っている。もちろん、嫌な方や困っていない方は、上げなくてもいいと思うが、つながりたいとい

う方の後押しになればと「個別計画」の提出について声かけしている。

また、災害時については、先日の台風のとき、住んでいる行政区の民生委員さんが、「避難した方がいいよ」「もし避難しないなら、個別計画に書いている支援者に一報しておいてね」という電話をしてくれた。

会長：避難行動要支援者について、今後どのように進めていくのかの計画があるか。

事務局：大きな流れとして、避難行動支援については、計画策定時より、自助・共助の方向にシフトしている。ご近所で困っている人の情報を共有できるようにしていければと思っているが、「私は大丈夫です」と言われると、民生委員さんもそこから踏み込めない。こういった課題も踏まえながら、避難行動要支援者計画の見直しを進めていく。

委員：福祉避難所は、どういった方が利用できるのか。

事務局：福祉避難所は、災害時にいったん小学校等の指定避難所に避難したあと、避難生活が長期化したときに、介護が必要な方等を受け入れるところである。専門的な人材や必要な資機材が揃ったときに開設する。

委員：肢体不自由な方等を最初からお連れしていいかと思っていた。

会長：避難行動支援の制度のアナウンスが定期的にされていることが大事では。

委員：いったん支援不要と回答された方も、家族の高齢化等で状況が変わることもある。障がいのある方であれば、日ごろ接しているサービス事業所を通じて、制度を周知する方法も有効では。事業所自体もこの制度を知らない場合もある。

委員：自分の区では、民生委員が福祉会の会長も兼ねている。また、地域に2名ずつ福祉委員がいる。福祉委員と民生委員が月1回集まって、近所にこういう方がいると情報交換しており、それにより情報共有ができています。しかし、やはり障がいのある方の情報は入ってきにくい。新しく地域に入ってきた方の情報も、以前は市から区長に情報がいていたが、それもなくなっている。また、民生委員は顔を知らないからと受け付けない家庭もある。近所に身近にいる福祉委員だと顔見知りのため受け入れてもらいやすいので、そういうシステムができると、民生委員にも情報が入りやすく、活動しやすくなると思う。

委員：一度、支援不要と言っているけど、その後の状況の変化で、支援が必要となってくることもある。1年に1回くらい確認があるとありがたい。また、うちの場合、状況が変わり以前の支援計画に修正があっても、訪問された民生委員さんが、その場で修正内容を書いてください、持って帰らないといけなと言われて、すぐに書くのが難しく、「じゃ

あそのままです」となっている現状がある。支援計画の内容は、今の状況ではないことが書いてある。他の家庭もこういうことがあっているのではないか。災害時に、書いてある情報では連絡が取れないということになるのではないか。

委員：置いて帰るのはいけない、回収して帰るようにという指導を受けている。

委員：障がい者だと、自分ひとりでは書けない場合もあると思う。

会長：民生委員さんの手法も、今後工夫をしていけるのでないか。これも今後の課題かと思う。

委員：障がい者施設を利用されている方であれば、そこですでに個別支援計画がある。しかし、担当者会議に民生委員さんが入られることがほとんどないので、地元のキーパーソンが把握できていないことが多いかと思う。障がい福祉サービスにつながっている方については、その施設の力を最大限利用しながら、個別段階的に支援を考えていくことで、現実的な計画となるのでは。通所だと、どうしても土日は地域に委ねないといけないので、事業所と地域との情報共有が進まないと解決していかない問題だと思う。

会長：地域資源が十分に把握できていないということがあるのかもしれない。

委員：保護者中心の計画となっているので、大災害で、もし保護者に連絡が取れなかったときどうするのか、というところにつながっていない気がしている。

委員：地域で把握している名簿からは、障がい者の方はだいぶ漏れていたのではないかと思う。今年度市からもらった名簿で、初めて把握した方が多い。

委員：さきほどお話のあった福祉委員さん、ボランティアになるが、市内に400人ほどおられ、1,700人くらいの見守りを行ってもらっている。その福祉委員さんから、近所に気になる高齢者がいる等の自分が把握した情報を、どこまで民生委員や区長に話していいのか、という迷いの声を聴くことがある。個人情報の取り扱いに悩んでいる現状がある。

会長：情報共有を進めるために、個人情報の取り扱いに関する研修を受けた人とは共有していい等、何かルールがあるといいのかもしれない。  
他に意見はないか。

委員：障がい福祉サービスの質の向上についての取組で、連携会議等で研修を行っている記載があるが、現状、現場では、正職員だけでなく、パートタイムが増えている。連携会議での研修は、正職員の質の向上がメインとなっていると思うが、今後は、パート

タイムの方も含む、利用者に直接サービスを提供している方の質の向上も急務ではないかと感じている。

会長：障害者基本計画の施策の中で、優先順位はつけているのか。

事務局：優先順位は設定していない。

委員：現在は、連携会議での研修内容を、各事業所で持ち帰り内部研修で伝達し、そこにパートタイムの方もいるという形だと思うが、今後は、そこの方に直接研修したり、横のつながりを作ることも必要ではないかと思っている。週1回のパートの方でも、利用者側はその方にしか会わない方もおられ、質の向上は必要。

会長：事業所ごとの研修にまかせているだけでは、ばらつきがでるとのことかと思う。これも今後の課題かと思う。

他にないか。

今年度、評価があがっている項目もあり、成果が出ているのだろうと思う。それに、今回意見があった防災のことなどが今後の課題であろう。

## 6. 「第5期古賀市障害福祉計画・第1期古賀市障害児福祉計画」の実績について

【資料3】『第5期古賀市障害福祉計画・第1期古賀市障害児福祉計画』 実績

《事務局より、資料3について概要説明》

質疑、意見はなし。

## 7. 第4期古賀市障害者基本計画の策定に向けたアンケートについて

【資料4】古賀市障がい者基本計画調査報告書

《事務局より、資料4について概要説明》

会長：次期計画に向けてのアンケートかと思う。現在の計画策定時のアンケート配布数が322人、回収数が158人だったことを考えると、今回は1,886人回収できており、より実態を反映しているのではないかと思う。

結果で気になることや、質問などはないか。

委員：ひとつ質問だが、スポーツのところで「費用がかかる」という回答があるのだが、市の小学校の体育館等の利用について、障がい者に対する利用料の割引はないのか。

また、障がい者を理由とした差別について、冒頭、平成31年度は差別事案はなかったという報告があったが、ここでは差別を受けた方の数字が出ている。このつじつまは。

事務局：各施設で利用料の設定がされているかと思うが、把握していない。クロスパル古賀については、障がい者割引があったと記憶している。

また、差別解消地域支援協議会の内容について、平成31年度は差別事案の相談はなかったと報告したが、あくまで相談としてはあがってこなかったということである。また、アンケートについては、平成31年度より前も含めて過去に受けたことがあるかとなっており、自由記述の方にもたくさんの記述をいただいておりますので、市として、障がい者への差別がないとは決して考えていない。

委員：それを聞いて安心した。

委員：調査回答者についてだが、知的障がい者について、本人または代理と回答した方が33%、一方で知的障がいの等級がわからないと回答した人が32%で、だとすると、自分で回答した人がわからないとしたのかについて、この数字の事情がわかれば次回お知らせ願いたい。

また、さきほどの災害時の支援制度の周知方法のこととも絡んでくるかと思うが、問42の情報の入手先について、療育手帳をお持ちの方は、テレビや広報誌からという方は他の障がいの方より少なく、サービス事業所や通園施設等、人づてで情報を得ている人が多いことが読み取れると思う。

もう1点、問12の地域で生活するための支援について、知的障がい者について、障がい者に適した住居の確保が35%、地域住民の方の障がい理解が28%となっているが、実感としては逆ではないかと感じている。地域の方の理解がないと地域で生活できないと思う。地域で生活できない障壁が何なのかについて、十分には理解できていないのかもしれない。そのあたりが気になったところである。アンケート結果には、ご家族の意見が反映されているのかとも思う。

会長：自由記述の中に、相談をすることがない、もっと情報がほしいという記述が多く出てくる。一方データでは、相談件数がすごく増えており、矛盾を感じる。情報を取りにいけずにさまよっている人の姿が見え、その理由も含め、気になる場所である。

委員：障がいのある方が二極化していると思う。相談先と繋がっている方は、精神障がいのある方だと、1日に何回もご相談される方もいらっしゃるし、全然知らずによく相談先につながった方からは、こんなところがあったんですね、相談してよかったんですねと言われる。周知徹底が必要かを感じる。

会長：自由記述からは、相談につながっていない方が「どうしてくれるんだ」という気持

ちを抱えていらっしゃるのかなと感じる。窓口を開いていけば来てもらえるというわけではないので、その方たちをどうつないでいくのが課題。さきほどの災害時要支援者の件にもつながる話かと思う。いろいろな社会資源を利用していかないと難しいと感じる。

委員：相談者も、相談内容によってどこに行けばいいのか考えているのではないか。どんな内容でもファーストステップとしてとりあえず「咲」へ行けばいいという周知が進んでいないのではないかと思う。

委員：ピアカウンセリングについては、知的障がい、精神障がいとも、ほとんど利用がない。身体障がいの方はいかがか。

委員：身体障がいも、相談は少ない状況である。

委員：例えば、お母さんは子どもに障がいがあると思って相談したいと思っても、当の子どもさんは相談は必要ないと考えていたりすることもある。このようなときは、お母さんの悩みをきくことも役目であり、利用人数は少ないかもしれないが、ピアカウンセリングは必要な事業だと思う。

委員：事業の周知方法を考える必要があるかと思う。

委員：県の相談員をしているが、県はものすごく相談が多い。

委員：計画相談が進んできているので、そこで処理されているものも多いのかと思う。「咲」ができた頃は、まだ計画相談がなかったので、共助というか、保護者同士の助け合いが活発だったかと思うが、制度ができたなら、それに乗っかっていれば、ある程度のことは解決できていくということはあるのでは。これまでと違った形でのピアカウンセリングのやり方を考える必要もあるかと思う。

委員：公共施設での困りごとについて、洋式トイレがないという回答があるが、中学校に上がったなら洋式トイレがなくて困ったという話を実際に聞いたことがある。今の子どもたちは、生まれたときから洋式トイレしか使ったことがないという子も多く、和式の古いトイレしかないことがプレッシャーとなり、不登校になった子もいた。ぜひ整備を進めてもらいたい。

委員：自由記述の中に、他の自治体と比較して、放課後デイやショートステイの日数が少ないという意見があった。市民は、他自治体と比較してものを見ており、選ばれる地域になる必要もあるかと感じた。

委員：資料３に、今後のサービス利用量の見込みがあるが、施設利用について、「なみのり」では２０人以上の待ちがある状態である。新たな入所施設はできないが、その代わりに日中支援型のグループホームの開設が進む可能性がある。今後のサービス量を見込むときは、その動きを踏まえる必要があるかと思う。障がい者の高齢化に伴い、施設入所のニーズは高まっており、施設で受けきれない分をグループホームでという国の指針が出ているところである。古賀市に限らず、全国的に、受け皿としてグループホームを増やしていかざるを得ない状況である。福岡県内でも、日中支援型のグループホームは、まだ少ない。

委員：他にないか。では事務局にお返しする。

事務局：多くの意見をいただき、ありがとうございました。

８．その他は、事務局からは特にないが、委員のみなさまからはいかがか。  
それでは、これで会議を終了する。

以上